

愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金《制度概要》

1 趣旨

令和5年に厚生労働省が公表した薬剤師偏在指標によると、本県の病院薬剤師は県全体で少数区域に指定されており、さらに圏域別では今治、八幡浜・大洲、宇和島の各圏域が少数区域に該当するなど、病院薬剤師の不足が顕著となっています。こうした状況を踏まえ、病院が、薬剤師の採用活動のため県外の大学訪問や就職セミナーなどに参加する際の経費を支援することで、病院薬剤師の確保を促進していくものです。

2 補助対象者

薬剤師の採用活動を行うため県外の大学訪問や就職セミナー等に参加する愛媛県内の病院開設者（県立病院を除く。）

3 補助対象経費

県内の病院開設者が、薬剤師採用のため令和8年度に県外の大学訪問や就職セミナー等に参加した場合に、病院所在地から大学訪問等々の参加場所の往復に要する交通費及び宿泊費が対象となります。

※宿泊費については薬剤師採用活動の実施日数に準じた日数を上限（前後泊が必要と認められた場合は含める。）とし、食事代等は補助対象外となります。

4 補助金の額

上記3の経費に補助率1/2を乗じて得た額（ただし、10万円を上限とします）

5 申請期間

薬剤師少数区域（今治圏域、八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域）の病院

令和8年5月18日～令和9年3月20日

その他区域（宇摩圏域、新居浜・西条圏域、中予圏域）の病院

令和8年11月1日～令和9年3月20日

6 補助金の交付申請方法

- ①採用活動実施後、別紙「補助金交付申請書兼実績報告書」に必要事項を記入の上、以下の必要書類と併せて愛媛県薬務衛生課に提出（郵送可）
- ②審査後、交付決定通知書を郵送の上、指定口座に補助金を振り込みます。

【必要書類】

- (1) 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- (2) パック旅行を利用する場合は、領収書又は旅程内容を証する書類
- (3) 高速道路利用の場合は、ETC利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- (4) その他、知事が必要と認める書類

※受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認める場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止します。また、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けます。

【申請書の送付先】

〒790-8570

松山市一番町4丁目4-2

愛媛県保健福祉部 健康衛生局

薬務衛生課 薬事係

詳細は県ホームページ
をご覧ください。

